

県南広域振興局長告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年4月1日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 石越白崖線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町永井字東狼ノ沢170番15地先から字大沢田238番15地先まで	新	m 47.6~30.4	m 62.6
	旧	50.8~25.7	65.8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 令和5年4月1日から同年5月1日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 相川平泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽1番地先から字泉屋82番1地先まで	新	m 45.9~6.7	m 438.7
西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽1番地先内	旧	7.2~6.7	12.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 令和5年4月1日から同年5月1日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 白崖弥栄線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町永井字大沢田238番13地先から231番1地先まで	新	B m 55.5~17.7	m 185.5
一関市花泉町永井字大沢田248番地先から231番1地先まで	旧	A 12.0~8.5	99.2
一関市花泉町永井字大沢田238番13地先から231番1地先まで		B 55.5~13.3	185.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 令和5年4月1日から同年5月1日まで

- 4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 342号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町涌津字下吉田105番135地先から永井字大沢田190番14地先まで	新	m 19.9~14.2	m 36.4
	旧	19.9~13.2	36.4
一関市花泉町永井字大沢田132番2地先から221番2地先まで	新	B 50.3~16.6	387.8
	旧	A 35.3~9.6	443.7
		B 50.3~16.6	387.8
一関市花泉町永井字大沢田242番5地先から字粒乱田288番4地先まで	新	B 81.9~12.8	1,155.2
	旧	A 54.4~8.0	1,272.7
		B 81.9~12.8	1,155.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 令和5年4月1日から同年5月1日まで